

## 3月の保健事業

問い合わせ／保健福祉総合センター(☎581-8500)へ

● 健康相談 よりいスマイルポイント  
対象事業

日付(曜日)	時間	対象地区	場所	内容	持参する物
3月13日(月)	13:30~15:00	町内全地区	保健福祉 総合センター	血圧測定、検 尿、個別相談、 体脂肪測定	健康手帳 (すでにお持 ちの方)

## ● 乳幼兒健康診查

種別	月日(曜日)	受付時間	対象	場所	持参する物
4~5ヶ月児 健康診査	3月 9日(木)	13:30~14:30	平成28年 10、11月生	総合保健福祉センタ	母子健康手帳、役場からの通知、お子さんの便 ラシ、3歳児は尿に入ったビニール袋
3歳児 健康診査	3月16日(木)	13:30~14:00	平成25年9月生		

## ● 10月兒健康相談

月日(曜日)	受付時間	対象	場所	持参する物
3月14日(火)	13:30~14:30	平成28年4、5月生	保健福祉 総合センター	母子健康手帳、 役場からの通知

ひよこ教室 よりいスマイルポイント  
対象事業

日付(曜日)	時間	場所	対象	持参する物
3月17日(金)	13:30 ～15:00	保健福祉 総合センター	3～5ヶ月児のお子さんと 保護者(20組) ※事前にお申し込みください。	母子健康手帳、 筆記用具、 バスタオル(必要に 応じてミルク)
3月23日(木)				

# こころの健康相談

月日(曜日)	時間	場所	対象
3月27日(月)	13:30~14:30	保健福祉 総合センター	こころの健康について悩みをお持ちの方、 その家族および関係者 ※事前にお申し込みください。

ふるさと健康体操(生活習慣病予防軽運動教室) よりいスマイルポイント  
事業

月日(曜日)	時 間	対象	場 所	備 考
3月3日、10日、 17日、24日、31日 (毎週金曜日)	16:00 ～17:00	町内在住の方	保健福祉 総合センター	運動不足解消、介護予防を目的とした軽体操です。運動しやすい服装でお越しください。
3月2日、16日、 30日 (第1・3・5木曜日)	10:00 ～11:00	町内在住の方	総合体育館・ アタゴ記念館 剣道場	

**よりいスマイルポイント** ポイントカードを持参してください。

# 健康 ひろば

Health is better than wealth

ワンポイント

# 意外に知らない? 「風邪」について

皆さん、寒い日が続いていますか、体調はいかがですか。今回は「風邪」についてお伝えします。風邪は、いろいろな原因で起こる呼吸器の急性炎症性の病気を総称したものです。

● 繰り返しひくのはそのためです。  
**さまざまの症状の原因は?**

- 鼻水・せき・のどの痛みなど、風邪のさまざまな症状は、呼吸器のどこにウイルスが感染しているかに関係しています。
- 鼻の粘膜の感染→くしゃみ・鼻水・鼻づまり
- のどの粘膜の感染→のどの痛み
- 下気道の感染→声がれ・呼吸困難
- 気管・気管支・肺の感染→せき・痰
- ウィルスに対する全身反応→発熱・全身のだるい感じ・食欲不振
- 空気が乾燥すると  
**風邪をひきやすくなる?**

量が増加します。ウイルスは、湿度の高い状況ではすぐに地面に落下しますが、湿度が40%以下になると、せきなどで飛散してから約30分間空気中を漂います。また、空気が乾燥すると、のどの粘膜が乾燥して炎症をおこしやすくなります。こうしたことことが重なって、空気が乾燥する冬には風邪をひきやすくなります。

## 規則正しい食事と休息による風邪の予防と治療

食事・睡眠・仕事といった生活リズムを規則正しく守ることが、風邪の予防につながります。また、貧血がある方や生理中の女性は、風邪をひきやすいので注意が必要です。

### 温かくして早めに寝ましょ

風邪の治療は、安静にして体の

- **消化がよく、水分の多い食品**  
風邪をひいたら、消化がよく、水分が多く、そして温かい食品がおすすめです。ウイルスの退治に必要なビタミンもたっぷり補給します。
- **温かく、水分の多い食品**  
番茶、レモンティー、葛湯、おかゆ、牛乳・パン粥など
- **ビタミンを補給**  
野菜や果物、市販のビタミン剤などで、普段以上に多めに補給するようにしましょう。

【共済会費（年額）】	
一般	…900円
中学生以下	（平成29年4月1日現在）…500円
【共済期間】	
平成29年4月1日～平成30年3月31日	※4月1日以後の申し込みについては、申込日の翌日から平成30年3月31日まで
【加入受付場所】	
郵便局	生活環境工「タウン」課（役場2階）
名区	12月末日まで 随時受付 ※区の取り扱いに従つてください。
2月、3月の指定期間	

町では、交通事故でのけがの治療や、ご遺族へのお見舞いを目的とした「市町村交通災害共済」の加入を推進しています。加入を希望する方は、加入申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えてお申し込みください。

**【加入できる方】**

町内に居住し、住民登録をして

## 【対象となる交通事故】

- 共済期間中に国内  
きた自動車、バイ

- 【対象となる交通事故】**

  - 共済期間中に国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等による接触、衝突、転落、転覆などの事故。または歩行中、これらの中にはねられたり、ひかれたりした事故
  - 共済期間中に国内の踏切道で起きた電車等の接触、衝突、その他の事故

**【対象となるない事故】**

  - 作業用特殊自動車で作業中の事故
  - バス等の乗降中における事故
  - 幼児用乗用具（玩遊具）による自損事故
  - 歩行中、交通事故以外の不注意による事故
  - 会員の故意、または重大な過失による事故
  - 無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
  - 地震、洪水、津波等、天災による事故
  - 電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェー、リフト等の事故

**【問い合わせ】**

生活環境工コタウン課(☎5801-2121内線2211・2222)へ。

問い合わせ／熊谷年金事務所（☎ 522・5012）、または町民課（☎ 581・2121内線111・112）へ。  
※問い合わせの際、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

## 第3号被保険者の届け出について

届け出が必要なとき	被保険者種別	届け出先
結婚、退職等で配偶者の扶養になる	第3号被保険者へ加入	配偶者の勤務先
20歳に到達(第3号被保険者に該当の方)		
住所、氏名の変更	—	
配偶者が退職、または65歳に到達 配偶者の扶養から外れたとき(離婚・年収増等) ※配偶者の会社から渡される「保険・年金脱退連絡票」と年金手帳を持参してください	第3号→第1号	住所地の市町村
本人(第3号被保険者)が就職し、厚生年金や共済組合に加入	第3号→第2号	本人の勤務先
配偶者が転職し、加入する被用者年金制度が変わったとき(例:厚生年金から共済組合へ加入)	第3号→第3号 ※種別は同じですが届け出は必要です	配偶者の新しい勤務先